

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（その1）

提供サービス	定員数	主たる障害種別/規模	その他該当する体制等				適用開始日				
各サービス共通			地域区分	指定事業所等	17 7級地 23 その他						
センターにおける 児童発達支援		・重症心身障害以外 1. 30人以下 2. 31~40人以下 3. 41~50人以下 4. 51~60人以下 5. 61~70人以下 6. 71~80人以下 7. 81人以上 ・難聴児 1. 20人以下 2. 21~30人以下 3. 31人~40人以下 4. 41人以上 ・重症心身障害 1. 15人以下 2. 16~20人以下 3. 21人以上	多機能型等 定員区分 1. 適用なし 2. 適用あり (人)	定員超過	1. なし 2. あり						
				職員欠如	1. なし 2. あり						
				児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
				自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
				児童指導員等加配体制 I	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)						
				看護職員加配(重度型)	1 なし 2 I 3 II						
				福祉専門職員配置等	1 なし 3 II型 4 III型 5 I型						
				栄養士配置体制	1 なし 2 その他栄養士 3 常勤栄養士 4 常勤管理栄養士						
				特別支援体制	1. なし 2. あり						
				強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						
				送迎体制	1. なし 2. あり						
				送迎(重症心身障害)	1. なし 2. あり						
				延長支援体制	1. なし 2. あり						
				専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等 3. 児童指導員						
				処遇改善加算	1. なし 2. あり						
				1. 4時間未満	処遇改善加算の キャリアパス区分	1 (Ⅲ)(キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす) 5 (Ⅱ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす) 6 (Ⅰ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす)					
				2. 4時間以上 ~6時間未満							
				3. 6時間以上	特定処遇改善加算	1. なし 2. あり					
					特定処遇改善加算区分	1. I 2. II					
					指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当					
					地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当					
				センター以外での 児童発達支援		・重症心身障害 1. 5人 2. 6人 3. 7人 4. 8人 5. 9人 6. 10人 7. 11人以上	1. 適用なし 2. 適用あり (人)	未就学児等支援区分	1 非該当 2 I 3 II		
								定員超過	1. なし 2. あり		
職員欠如	1. なし 2. あり										
児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり										
自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり										
児童指導員等加配体制 I	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)										
看護職員加配(重度型)	1 なし 2 I 3 II										
福祉専門職員配置等	1 なし 3 II型 4 III型 5 I型										
特別支援体制	1. なし 2. あり										
強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり										
送迎体制	1. なし 2. あり										
送迎(重症心身障害)	1. なし 2. あり										
延長支援体制	1. なし 2. あり										
専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等 3. 児童指導員										
処遇改善加算	1. なし 2. あり										
1. 4時間未満	処遇改善加算の キャリアパス区分	1 (Ⅲ)(キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす) 5 (Ⅱ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす) 6 (Ⅰ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす)									
2. 4時間以上 ~6時間未満											
3. 6時間以上	特定処遇改善加算	1. なし 2. あり									
	特定処遇改善加算区分	1. I 2. II									
	指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当									
	共生型サービス対象区分	1 非該当 2 該当									
	共生型サービス体制強化	1 非該当 2 I(児発管+保育士等) 3 II(児発管) 4 III(保育士等)									
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当									

□ 着色した加算は令和3年度の報酬改定において、変更のある加算です。

□ 「多機能型等定員区分」欄は、多機能型事業所又は複数の単位で支援を提供している事業所等で、一体的な管理による定員と各サービス種類または単位における定員が異なる場合に、当該単位の定員数を記載してください。

□ 処遇改善(特別)加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。

□ 「栄養士配置体制(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を、同配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を、栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

□ 「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。「特定処遇改善加算区分」欄は、特定処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。

□ 「共生型サービス体制強化」欄は、共生型サービス対象区分が「2 該当」の場合に記載してください。

□ 児童発達支援において「単位」設定をしている場合は、単位ごとに作成してください。

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（その2）

提供サービス	定員数	多機能型等 定員区分 開所時間 (1・2は減算)	その他該当する体制等				適用開始日		
			地域区分	指定事業所等	17 7級地 23 その他				
各サービス共通									
センターにおける 医療型児童発達支援		1. 適用なし	定員超過		1. なし	2. あり			
			食事提供加算		1. なし	2. あり			
		2. 適用あり (人)	福祉専門職員配置等	1	なし	3 II型	4 III型	5 I型	
			送迎(重症心身障害)		1. なし	2. あり			
		・開所時間	特別支援体制		1. なし	2. あり			
			保育職員加配加算		1. なし	3. I	4. II		
			延長支援体制		1. なし	2. あり			
			処遇改善加算		1. なし	2. あり			
			1. 4時間未満	処遇改善加算の キャリアパス区分(※4)	1 (Ⅲ)(キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす) 5 (Ⅱ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす) 6 (Ⅰ)(キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす)				
			2. 4時間以上 ～6時間未満						
		3. 6時間以上	特定処遇改善加算		1. なし	2. あり			
			特定処遇改善加算区分		1. I	2. II			
			指定管理者制度適用区分	1 非該当	2 該当				
			地域生活支援拠点等	1 非該当	2 該当				
指定医療機関における 医療型児童発達支援		1. 適用なし	定員超過		1. なし	2. あり			
			児童発達支援管理責任者専任体制		1. なし	2. あり			
		2. 適用あり (人)	食事提供加算		1. なし	2. あり			
			福祉専門職員配置等	1	なし	3 II型	4 III型	5 I型	
		・開所時間	送迎(重症心身障害)		1. なし	2. あり			
			保育職員加配加算		1. なし	3. I	4. II		
			1. 4時間未満	特別支援体制		1. なし	2. あり		
			2. 4時間以上 ～6時間未満	延長支援体制		1. なし	2. あり		
			3. 6時間以上	指定管理者制度適用区分	1 非該当	2 該当			
				地域生活支援拠点等	1 非該当	2 該当			

- 着色した加算は令和3年度の報酬改定において、変更のある加算です。
- 「多機能型等定員区分」欄は、多機能型事業所又は複数の単位で支援を提供している事業所等で、一体的な管理による定員と各サービス種類または単位における定員が異なる場合に記載してください。
- 処遇改善（特別）加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。
- 「福祉専門職員配置等」欄について、福祉専門職員配置等加算の要件を満たす事業所は「2 あり」及びⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型のいずれかに○を付してください。
- 「処遇改善加算」と「処遇改善特別加算」の併給はできません。
- 「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。「特定処遇改善加算区分」欄は、特定処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（その3）

提供サービス	定員数	主たる障害種別	多機能型等 定員区分 開所時間	その他該当する体制等			適用開始日			
				地域区分	指定事業所等	17 7級地 23 その他				
各サービス共通										
障害児 通所給 付費	放課後等デイ サービス	・重症心身障害 1. 10人以下 2. 11～20人以下 3. 21以上	1. 適用なし 2. 適用あり (人)	障害児状態等区分	1 非該当	2 区分1	3 区分2			
				定員超過	1. なし	2. あり				
				職員欠如	1. なし	2. あり				
				児童発達支援管理責任者欠如	1. なし	2. あり				
				自己評価結果等未公表減算	1. なし	2. あり				
				児童指導員等加配 I	1. なし 2. 専門職員（理学療法士等）	3. 児童指導員等	4. その他従業者	5. 専門職員（保育士）		
				看護職員加配（重度型）	1	なし	2 I	3 II		
				福祉専門職員配置等	1	なし	3 II型	4 III型	5 I型	
				特別支援体制	1. なし	2. あり				
				強度行動障害加算体制	1. なし	2. あり				
				送迎（重度）	1. なし	2. あり				
				延長支援体制	1. なし	2. あり				
				専門的支援加算体制	1. なし	2. 理学療法士等				
				処遇改善加算	1. なし	2. あり				
				処遇改善加算の キャリアパス区分	1 (Ⅲ) (キャリアパス要件 I 又は II のいずれか及び職場環境等要件を満たす)	5 (Ⅱ) (キャリアパス要件 I、II 及び職場環境等要件を満たす)	6 (Ⅰ) (キャリアパス要件 I、II、Ⅲ 及び職場環境等要件を満たす)			
				特定処遇改善加算	1. なし	2. あり				
				特定処遇改善加算区分	1. I	2. II				
指定管理者制度適用区分	1 非該当	2 該当								
共生型サービス対象区分	1 非該当	2 該当								
共生型サービス体制強化	1 非該当	2 I	3 II	4 III						
地域生活支援拠点等	1 非該当	2 該当								

着色した加算は令和3年度の報酬改定において、変更のある加算です。

「多機能型等定員区分」欄は、多機能型事業所又は複数の単位で支援を提供している事業所等で、一体的な管理による定員と各サービス種類または単位における定員が異なる場合に記載してください。

処遇改善（特別）加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。

「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。「特定処遇改善加算区分」欄は、特定処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してくださ

「共生型サービス体制強化」欄は、共生型サービス対象区分が「2 該当」の場合に記載してください。

児童発達支援において「単位」設定をしている場合は、単位ごとに作成してください。

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（その4）

提供サービス	定員数	主たる障害種別	多機能型等 定員区分 開所時間 (1・2は減算)	その他該当する体制等		適用開始日
				地域区分	指定事業所等	
各サービス共通				17 7級地	23 その他	
障害児通所給付費	保育所等 訪問支援			訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
				児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
				処遇改善加算	1. なし 2. あり	
				処遇改善加算の キャリアパス区分	1 (Ⅲ) (キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす) 5 (Ⅱ) (キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす) 6 (Ⅰ) (キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす)	
				特定処遇改善加算	1. なし 2. あり	
				指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当	
				地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	
				居宅訪問型児童発達支援		
居宅訪問型児童発達支援				訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
				児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
				処遇改善加算	1. なし 2. あり	
				処遇改善加算の キャリアパス区分	1 (Ⅲ) (キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす) 5 (Ⅱ) (キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす) 6 (Ⅰ) (キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす)	
				特定処遇改善加算	1. なし 2. あり	
				指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当	
				地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	

- 着色した加算は令和3年度の報酬改定において、変更のある加算です。
- 処遇改善（特別）加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。
- 「処遇改善加算」と「処遇改善特別加算」の併給はできません。
- 「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。

障害児入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員数	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等			適用開始日
各サービス共通					地域区分	指定施設	17 7級地 23 その他	
障害児入所給付費	福祉型障害児入所施設 1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児	重度障害児支援加算（施設要件・知的）	1. なし 2. あり		
					重度障害児支援加算（施設要件・肢体）	1. なし 2. あり		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職業指導員体制	1. なし 2. あり		
					重度障害児支援（強行研修評価）	1. なし 2. あり		
					強度行動障害児特別支援（加算体制整備）	1. なし 2. あり		
					心理担当職員配置体制	1 なし 2 I 3 II		
					看護職員配置体制	1 なし 2 I 3 II		
					児童指導員等加配体制	1. なし 2. 専門職員（理学療法士等） 3. 児童指導員等		
					自活訓練体制 I	1. なし 2. あり		
					自活訓練体制 II	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1 なし 2 その他栄養士 3 II型 4 III型 5 I型		
					栄養士配置体制	1 なし 2 その他栄養士 3 常勤栄養士 4 常勤管理栄養士		
					小規模グループケア体制	1. なし 2. 本体施設又は同一敷地の建物で行う場合 3. サテライト		
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり		
					処遇改善加算	1. なし 2. あり		
					処遇改善加算のキャリアパス区分	1 (Ⅲ)（キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす） 5 (Ⅱ)（キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす） 6 (Ⅰ)（キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす）		
					特定処遇改善加算	1. なし 2. あり		
					特定処遇改善加算区分	1. I 2. II		
					指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当		
地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当							
障害児入所給付費	医療型障害児入所施設		1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関	重度障害児支援加算（施設要件・知的）	1. なし 2. あり			
				重度障害児支援加算（施設要件・肢体）	1. なし 2. あり			
				定員超過	1. なし 2. あり			
				重度障害児支援（強度行動障害者養成研修）	1. なし 2. あり			
				強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり			
				心理担当職員配置体制	1 なし 2 I 3 II			
				自活訓練体制 I	1. なし 2. あり			
				自活訓練体制 II	1. なし 2. あり			
				福祉専門職員配置等	1 なし 3 II型 4 III型 5 I型			
				保育職員加配体制	1. なし 2. あり			
				小規模グループケア体制	1. なし 2. あり			
				ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり			
				処遇改善加算	1. なし 2. あり			
				処遇改善加算のキャリアパス区分	1 (Ⅲ)（キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか及び職場環境等要件を満たす） 5 (Ⅱ)（キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす） 6 (Ⅰ)（キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす）			
				特定処遇改善加算	1. なし 2. あり			
				特定処遇改善加算区分	1. I 2. II			
				指定管理者制度適用区分	1 非該当 2 該当			
				地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当			

□ 着色した加算は令和3年度の報酬改定において、変更のある加算です。

□ 「特例による指定の有無」欄は、「18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援のための法律に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置（経過的施設入所支援・経過的生活介護）の有無について選択してください。

□ 「施設等区分」欄については、併設する障害者支援施設がある場合においては、その利用者（児童）の状況に応じ、障害者支援施設が主たる施設の場合には2を、障害児入所施設が主たる施設の場合には3を選択してください。

□ 「心理担当職員配置体制」欄の「3、Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定してください。

□ 処遇改善（特別）加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。

□ ※

栄養士配置加算（Ⅰ）については「3：常勤栄養士または4：常勤管理栄養士」を選択してください。

□ 栄養士配置加算（Ⅱ）については「2：その他栄養士」を選択してください。

なお、栄養マネジメント加算を適用する場合には「4：常勤管理栄養士」を選択してください。

□ 「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。「特定処遇改善加算区分」欄は、特定処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。

□ 「心理担当職員配置体制」欄の「3、Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。